令和6年度大雪山国立公園連絡協議会総会

日時: 令和6年5月17日(金) 14:00~

場所:上川町役場大会議室

(Web 会議システム併用)

次 第

- 1. 開 会
- 2. 議事

(1)審議事項

- 1) 令和5年度事業報告について
- 2) 令和5年度会計報告について
- 3) 令和5年度会計監査報告について
- 4) 令和6年度事業計画(案)について
- 5) 令和6年度収支予算(案)について
- 6) 構成員の追加について
- 7) 大雪山国立公園連絡協議会規約等の改定について
- 8)役員の改選について

(2)報告事項

- 1) 表大雪地域/東大雪地域登山道維持管理部会の開催結果について
- 2) 大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会の開催結果について
- 3) 大雪山国立公園指定 90 周年事業について
- 4) 各構成員からの情報提供、情報交換について
- 3. その他
- 4. 閉 会

配付資料

出席者名簿

- 資料1-1 令和5年度事業報告(別紙1~5含む)
- 資料1-2 令和5年度会計報告
- 資料1-3 令和5年度会計監査報告
- 資料1-4 令和6年度事業計画(案)(別紙含む)
- 資料1-5 令和6年度収支予算(案)
- 資料1-6 大雪山国立公園連絡協議会の新たな構成員について
- 資料1-7 大雪山国立公園連絡協議会規約(改定案)
- 資料 1 8 大雪山国立公園連絡協議会表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会規約(改定案)
- 資料1-9 大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会の設置について(改定案)
- 資料 1-10 大雪山国立公園連絡協議会役員の改選について
- 資料2-1 表大雪地域/東大雪地域登山道維持管理部会の開催結果
- 資料2-2 大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会の開催結果
- 資料2-3 大雪山国立公園指定90周年事業実施スケジュール
- 資料2-4 各構成員からの情報提供、情報交換

令和6年度大雪山国立公園連絡協議会総会 出席者名簿

分野	構成員	役職・氏名(敬称	略)		備考			
	北海道上川松仝振翔民	保健環境部環境生活課 課長	太田	剛	△ ‡			
	北海道上川総合振興局	保健環境部環境生活課 主査(山岳環境)	中島	浩之	会場			
	北海洋上咪%会振用日	保健環境部環境生活課 課長	内田	朋宏	WEB			
	北海道十勝総合振興局	保健環境部環境生活課 主任	保健環境部環境生活課 主任 山内 雄大					
	富良野市	経済部商工観光課観光係	早川	佳尋	WEB			
		町長	西木	光英				
	L III Br	産業経済課 課長	鈴木	康雅	△ #□			
	上川町	産業経済課 課長補佐	工藤	将貴	会場			
		産業経済課商工観光グループ 係長	畠山	直樹				
		町長	菊池	伸				
	東川町	旭岳ビジターセンター	塚越	大輔	WEB			
		適疎推進課 課長	窪田	昭仁				
	* T* III-	商工観光交流課 課長補佐	成瀬	弘記	\ <u>\</u>			
	美瑛町	まちづくり推進課地域みらい創造室 室長	大庭	路世	WEE			
	上富良野町	欠席			_			
	南富良野町	欠席			_			
	士幌町	産業振興課商工観光労働係 係長	戸水	祐也	WEI			
	上士幌町	欠席			_			
		 商工観光課観光係 係長	常清	拓也	WEI			
関係	新得町	産業課観光振興係 主事	工藤	励斗	WEI			
行政機関			 猪股	英史				
	 上川中部森林管理署	総括森林整備官	加藤	和宏	会均			
		地域統括森林官	石井	誠				
		署長	伊藤	俊之				
	 上川南部森林管理署	森林情報管理官(管理)	米田	和敏	WE			
		総務グループ(管理)	田辺	結葉				
		総括事務管理官	白岩					
	│ │十勝西部森林管理署東大雪支署	事務管理官	玉川		WE			
		一般職員	小川	拓未				
		開発監理部開発連携推進課 開発企画官	菊田					
		開発監理部開発連携推進課 課付						
		開発監理部開発連携推進課 上席専門官	高田	賢一				
	│ │北海道開発局	開発監理部開発連携推進課 課員	岩田	梨生	WE			
		帯広開発建設部技術管理課 課長補佐	福田	学				
		帯広開発建設部技術管理課 専門官	大越	英樹				
		旭川開発建設部技術管理課 課長補佐	坂田	昌彦				
	 北海道運輸局	観光部 次長	山崎	-	WE			
	-	所長	牛場					
	 北海道地方環境事務所	次長	福井		会均			
		国立公園課 係員	中口					

	(一社)層雲峡観光協会	次長	岩	本	昌樹	会場
	(一社) ひがしかわ観光協会	事務局長	į	橋	匡	WEB
観光	(一社) 美瑛町観光協会	係長	大	西	直美	WEB
協会	(一社) かみふらの十勝岳観光協会	会長	青	野	範子	会場
	(一社) ふらの観光協会		欠席			_
	NPO 法人南富良野まちづくり観光協会		欠席			_
	(株)りんゆう観光	事業所長	Д	﨑	弘二	会場
	ワカサリゾート(株)		欠席			_
交通	道北バス(株)		欠席			_
事業者	旭川電気軌道(株)	運輸部次長	矢	野	寿典	WEB
	十勝バス(株)		欠席			_
	北海道拓殖バス(株)		欠席			_
自然保護	大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺	島	一男	会場
団体	十勝自然保護協会		欠席			_
	北海道大学大学院 地球環境科学研究院 渡邉 悌二教授	教授	渡	邉	悌二	会場
	北海道大学大学院 農学研究院 愛甲 哲也教授	教授	愛	甲	哲也	WEB
	北海道大学大学院	客員教授	木	村	宏	WED
研究者	国際広報メディア・観光学院 観光学高等 研究センター 木村 宏客員教授	准教授	/]:	泉	大輔	WEB
	福山市立大学 都市経営学部都市経営 学科 澤田 結基教授	教授	澤	H	結基	会場
	北星学園大学 文学部英文学科 トムソン ロバート准教授	准教授	トムソン	, [コバート	会場
	富良野山岳会	理事長	Д	名	賢一	会場
	大雪山倶楽部	代表	愛	澤	美知雄	会場
登山道等維 持管理部会	大雪山国立公園パークボランティア 連絡会	会長	垣	内	雅人	会場
	新得山岳会	会長	檤		信司	WEB
	ᅨᅥᅲᄍ	事務局長	富	íЩ	幸朗	IILD

事務局

	所属	役職・氏名			
環境省	大雪山国立公園管理事務所	所長	杉本	頼優	
		国立公園保護管理企画官	野口	尚史	(WEB)
		国立公園利用企画官	高橋	広子	
		国立公園管理官	西井	野乃香	
		自然保護官補佐	忠鉢	伸一	
		自然保護官補佐	村岡	龍岳	
	東川管理官事務所	国立公園管理官	福濱	有喜子	
		自然保護官補佐	渡邉	あゆみ	
	上士幌管理官事務所	国立公園管理官	永田	拳吾	
		自然保護官補佐	上村	哲也	

令和5年度 大雪山国立公園連絡協議会 事業報告

1. 大雪山国立公園ビジョン展開事業 (別紙1参照)

令和2年度に策定した「大雪山国立公園ビジョン」の実現に向けて、大雪山国立公園全体を視野に入れた、利用者参加型による協働型管理運営に向けた各種取組が進められている。

その中で、令和3年度より、上川地区登山道等維持管理連絡協議会の事業として、 白雲岳周辺登山道を対象とした協力金の取組がスタートした。本取組の進捗状況について情報共有を行うとともに、大雪山国立公園ビジョンの主な取組の一つである「利用者が国立公園の管理運営に参加する仕組みの確立」に向けた機運を高めるべく、3回目となる「協力金フォーラム」を開催した。

日 時:令和6年3月23日(土)

場 所:旭川市市民活動交流センターCoCoDe (Web 会議システム併用)

テーマ:山岳保全への民間参加とこれからの受け皿づくり

参加者:会場 36 名 WEB25 名

2. 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業

- (1) 携帯トイレ普及キャンペーン (別紙2参照)
 - ①仮設のテント式携帯トイレブースの設置

中岳温泉、赤岳9合目付近、富良野岳の3地点において、仮設のテント式携帯トイレブースを設置した。

②シャトルバス内での携帯トイレ普及宣言ポスターの掲示

令和5年9月16日~10月1日の紅葉期の道道銀泉台線及び町道高原温泉線のマイカー規制にあわせて、道北バスが運行するシャトルバス車内で、携帯トイレ普及宣言のポスターを掲示した。

③寄贈携帯トイレの配布

令和3年度に東日本電信電話株式会社北海道支店より寄贈を受けた携帯トイレ (非常時簡易トイレ)を携帯トイレ普及キャンペーン等において配布した。

④トムラウシ南沼汚名返上プロジェクトへの参画

令和5年度も引き続き、北海道十勝総合振興局が事務局となり推進している「トムラウシ南沼汚名返上プロジェクト」に参画し、トムラウシ短縮登山口への携帯トイレ配布ボックスの試行設置に協力した。その結果、令和5年度は、平均協力金額が511円を記録し、協力金(携帯トイレ1個あたり500円)の金額を超えた。今後協力金の額がさらに増えれば、携帯トイレの補充以外にも登山道の補修や維持管理にも活用したい。また、南沼での野外し尿痕調査は令和5年7月5日及び9月21日に初の試みとして、ドローンでの調査を行ったが、痕跡の発見数は少なく、携帯トイレ

の持参は高水準で認識されてきたと推察される。

また、登山口~南沼野営指定地の間のカムイサンケナイに仮設携帯トイレブースを設置、検証を行った。

これらの取組や成果については、第2回大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会で紹介したほか、「第25回山のトイレを考えるフォーラム(主催:山のトイレを考える会)」に寄稿するなど、広く周知した。

⑤富良野岳携帯トイレ普及キャンペーン

携帯トイレを普及させるためには、若い世代や未だ利用する機会がない人々を対象に、登山中に利用する機会を提供し、携帯トイレの使用方法や快適性を理解してもらうことにより、抵抗感なく利用してもらうことが重要である。

令和5年度における新たな取組として、若い世代への携帯トイレの普及に向けた 課題や効果的な導入のあり方等について検討を進めるため、若年層との連携を模索 し、試行的に携帯トイレ普及キャンペーンを実施した。

携帯トイレ普及においては、若い世代や未だ利用する機会のない人への訴求が課題の一つであるが、これまでの関係機関による取組では、成人による考え方が主流となっている。このため、今後の取組に向けた参考とするべく、富良野緑峰高校の生徒に本キャンペーンに参画してもらい、富良野岳登山道上の休憩ポイントに仮設携帯トイレブースを設置(令和5年7月21日から8月3日まで)し、設置期間中のうち7月23日及び30日の2日間において関係機関とともに実施した。若い世代への訴求のあり方や、参加した生徒からは、学校や生徒の家庭等を通じた普及の可能性等について意見等を得ることができた。また、上川南部森林管理署及び北海道上川総合振興局から、ブースの維持管理や周囲のし尿痕調査について協力を得た。

(2) 携帯トイレ民間流通体制の構築、携帯トイレ普及パートナーの拡大

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を促進するための大雪山国立公園オリジナル 携帯トイレにつき、民間事業者へ発注のとりまとめを依頼するとともに、パートナーシップ事業の拡大に向け、公共施設や宿泊施設等との調整・相談を行った。

(3)携帯トイレ普及目標に応じた効果検証(別紙3参照)

平成30年7月に大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言を発出して以降、大雪山国立公園オリジナル携帯トイレの販売数も伸び、一定程度、携帯トイレ持参・使用に向けた機運が醸成されてきたものと考えられる。

同宣言に基づく取組の進捗を把握し、今後一層推進するため、過年度に引き続き、 以下の普及宣言の内容に応じた効果検証を行った。

- ・携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進 します。
- ・登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。
- ・登山者に対して携帯トイレの利用を推進するための呼びかけを行います。
- ・携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。

3. ホームページ等による情報発信(別紙4参照)

(1) 基本運営

過年度に引き続き、本協議会のホームページのサーバーを維持し、基本情報等を発信するとともに、Facebook 及び YouTube、令和5年3月より開設した Instagram を活用し、大雪山国立公園及び周辺地域のリアルタイムな自然情報やイベント等情報の発信を行った。

また、ホームページについては、パソコンだけでなくスマートフォンからも閲覧できるようにシステムを改修するとともに、レイアウトの変更を行った。

(2)「大雪山の保全ルール」ポスターの作成

多様化した登山者のため、改めて大雪山国立公園の独自のルール「大雪山の保全ルール」を普及するためのポスターを作成した。

作成にあたっては、「大雪山ビジョン」の実現に向け、関係行政機関のみならず、利用者、山岳関係者、山麓地域における関係事業者等の多様な主体が参画していることが一般に分かりやすく伝わるよう、「みんなで守る」イメージをイラスト用いて表現した。

4. 登山道維持管理部会事業

(1) グレードマップ修正・印刷

大雪山グレード(利用体験ランク)及び携帯トイレ普及宣言を掲載した登山マップ(以下「グレードマップ」という。)について、令和5年8月時点修正を行った上で、10,000 部増刷した。

増刷したグレードマップは、関係施設等に配布するとともに、登山者が現地で手に取れるよう、各登山口にも配置し、電子媒体は、本協議会のホームページからダウンロードできるよう新たに掲載した。

(2) 大雪山国立公園登山道維持管理勉強会(別紙5参照)

登山道の荒廃に関する維持管理手法について関係者間で共通認識を持ち、現場の 具体的事例を通じて人材育成を図ること目的に、令和5年度は「登山道整備技術リーダー育成研修会」(北海道上川総合振興局主催)と連携し、本勉強会と共催する かたちで実施した。

登山道整備の前提となる基本的考え方を学び、他の国立公園における協働事例を 参考にしながら、大雪山国立公園における課題路線を事例を元に、ディスカッショ ンを行った。

日 時:令和6年3月21日(木)

場 所:上川町かみんぐホール(Web会議システム併用)

テーマ:登山道の直し方

参加者:計113名(WEB 参加者計85名含む)

資料1-1:別紙1

大雪山国立公園ビジョン展開事業

第3回大雪山国立公園協力金フォーラム

< 結果概要 >

趣旨

第2回協力金フォーラムの開催結果を踏まえ、大雪山国立公園の自然環境の保全に対してより多くの主体が参加できる仕組みに発展させていくため、幅広い官民連携のあり方や民間による支援の展開可能性及びその受け皿づくり等について議論し、利用者との協働モデルづくりに向けた機運の醸成を図る。

開催日

令和6年3月23日(土)13:30~17:30

場所

旭川市市民活動交流センターCoCoDe (Web 会議システム併用)

参加者数

大連協構成員、一般参加者及び民間事業者 計 51 名 (Web 参加者含む)

プログラム

(1)取組報告

白雲岳周辺登山道における登山道維持管理協力金の実績、令和5年度までに実施された登山道の補修状況、現場作業を担う人材の育成等について

【上川町(上川地区登山道等維持管理連絡協議会事務局)】

「白雲ビション」を元にした大雪山国立公園全体への取組展開、目標とする生態系 の保全・再生の将来イメージの共有について

【合同会社北海道山岳整備】

(2)基調講演

<テーマ>

アウトドアブランドにおける地域連携の目指すところ

【株式会社コロンビアスポーツウェアジャパン マーケティング部 ブランドマーケティングマネージャー 衛藤 智氏】

(3)パネルディスカッション

<テーマ>

山岳保全への民間参加とこれからの受け皿づくり

<コーディネーター>

北海道大学大学院農学研究院 教授 愛甲 哲也氏

<パネリスト>

- ・株式会社コロンビアスポーツウェアジャパン マーケティング部 ブランドマーケティングマネージャー 衛藤 智氏
- ・北海道大学大学院地球環境科学研究院 教授 渡邉 悌二氏
- ・合同会社北海道山岳整備 代表社員 岡崎 哲三氏
- ・上川町産業経済課 係長 畠山 直樹氏

まとめ

- ・「(1)取組報告」では、令和5年度における白雲岳協力金収受の3年目の結果として、 概ね8割ほどが協力金を支払ったことが報告され、取組として定着しつつあることが伺 われた。また、協力金を活用した登山道補修の経過状況についても報告され、着実な成 果がみられた。一方で、協力金で整備人を雇用し続けることの難しさについても説明が あり、今後に向けて、協力金に頼らない財源確保や現場作業を担う人材の育成の必要性 について、認識共有が図られた。
- ・登山道の管理は、利用と保全の均衡が図られることが重要であり、保全とは、侵食を止め植生回復を図ること、生態系として重要となる地表面や微地形を守ることである。登山道荒廃の課題解決には、施工技術だけではなく保全の仕組みが必要との認識共有が図られた。その観点では、登山道の管理は利用者の利便性のためではなく、生態系保全のための管理に視点を切り替えることが必要。
- ・「(2)基調講演」では、アウトドアブランドの立場から、保全ツアーの実施等企業を巻き込んだ保全体験活動の状況、国立公園の保全を行うことがアウトドア業界にとってプラスの価値を生む戦略的発想等について紹介。
- ・アウトドアブランドが保全活動に資金を出すには、守るべき価値について、商品を買う ユーザーの共感が得られることが大事。また、保全に対する企業の関心が今後さらに高 まる可能性は十分にあり、賛同者を呼び込む工夫をし、分かりやすいストーリーを示す ことが特に重要。
- ・官民がタッグを組み保全の仕組みを構築していく上で、民間が支援しやすい受け皿組織 を作ることが必要。その受け皿となる組織で継続した人材育成を行うなど取組がシステ マティックに展開されることを期待。
- ・「(3)パネルディスカッション」では、(1)及び(2)も踏まえ、山岳保全への民間参画の可能性や訴求のあり方、また、それらを担うための受け皿づくりなどのテーマについて、報告者及び発表者も交えた意見交換が行われた。登壇者は、それぞれのバックグラウンドや知見を基に、山岳保全のために集めるべきデータ(気象情報も含む科学的根拠)やそれらを基にした予防的対応の重要性、協力金を訴求する際の意義づけなどについて幅広くコメント・議論した。
- ・今後の大雪山の環境保全に向けては、協力金のみならず、民間企業も巻き込んだ財源の

確保や、資金を基にした人材確保・人材育成が必要であり、それらの事業や資金のベースとなる受け皿組織づくりの重要性について一致した。

・次回フォーラムは、大雪山国立公園指定 90 周年の節目となることから、「大雪山ビジョン」における本公園の目指す姿の実現を大テーマとし、協力金に絡めた幅広い具体的なテーマ設定を行ったうえで、本年 12 月に実施予定である旨、事務局より説明が行われた。

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業

(1)携帯トイレ普及キャンペーン

仮設テント式携帯トイレブース設置 以下の3地点において、仮設のテント式携帯トイレブースを設置した。

・中岳温泉

設置期間:令和5年7月7日~8月18日及び9月5日~10月3日(計70日間) (特記事項)

テント式携帯トイレブース内に設置したカウンター数は、チングルマ開花時期(7月7日~8月18日)で288、紅葉時期(9月5日~10月3日)は159であった。8月17日の暴風雨により、テントが岩にこすれ、テント本体が破れ、ポールも折れてしまったが、過去5年間の中で、最もカウンター数値は多かった。



・銀泉台~赤岳(赤岳9合目付近)

設置期間:令和5年9月16日~24日(計9日間)

(特記事項)

道道銀泉台線の紅葉期のマイカー規制に合わせて設置した。期間中天候に恵まれず、登山者が少なく、利用者数把握のために設置していたカウンターの数値は 20 にとどまった(令和4年度:47)。



・富良野岳

設置期間:令和5年7月21日~8月3日 (計14日間)

(特記事項)

富良野岳のトイレ場となっている休憩場所にトイレ式携帯トイレブースを設置。7月23日は上富良野山岳会、十勝岳ジオクラブ、十勝岳温泉凌雲閣と、7月30日は富良野緑峰高校山岳部と携帯トイレの配布や普及等を把握するためのアンケート調査を行う携帯トイレキャンペーンを実施した。設置期間中のカウンターの数値は42。



資料1-1:別紙2

シャトルバス内での携帯トイレ普及宣言ポスターの掲示シャトルバスを運行する道北バス株式会社の協力を得て、 紅葉期の道道銀泉台線及び町道高原温泉線のマイカー規制 (令和5年9月16日~10月1日)に合わせて運行される全てのバス車内に、携帯トイレ普及宣言のポスターを掲示した。



車内でのポスター掲示状況

寄贈携帯トイレの配布

令和3年度に東日本電信電話株式会社北海道支店より寄贈を受けた携帯トイレ(非常時簡易トイレ)を活用して、以下の3点セットを作成し、マイカー規制期間中に仮設した赤岳9合目の携帯トイレブース及び富良野岳携帯トイレキャンペーンにおいて配布した。

<配布物>

- ・寄贈携帯トイレ
- ・ジップロック(Lサイズ)
- ・携帯トイレの必要性及び使い方を記載したチラシ(裏側は英語表記)





トムラウシ南沼汚名返上プロジェクトへの参画

<携帯トイレ配布ボックスの継続設置>

令和3~4年度での試行を踏まえ、トムラウシ短縮登山口(以下「短縮登山口」という。) に無人の携帯トイレ配布ボックスを設置し、携帯トイレ持参を忘れた方や、南沼野営指定

地にトイレがないことを知らなかった方でも、協力金(携帯トイレ1個当たり500円)を支払うことで、携帯トイレを入手できる取組みを実施した。協力金は、プロジェクト事務局である十勝総合振興局において回収した。

令和5年度は、目標とする1個当たりの協力金500円を上回る511円となり、今後、協力金の額が増えてくれば、携帯トイレ補充以外にも、登山道の補修や維持管理にも活用したい。今後の安定した取組みに向けては、500円の協力金投入について更なる普及啓発が必要である。



携帯トイレ配布ボックス

<テント式携帯トイレブースの試行設置>

令和4年度に引き続き、短縮登山口から南沼野営指定地までのほぼ中間地点にあたるカムイサンケナイ川沿いに、令和5年7月3日から9月18日までの期間、テント式の仮設携帯トイレブース(以下、「ブース」)を試行設置した。

令和4年度同様、ブース内には携帯トイレ用の便座とともに、携帯トイレ使用方法や回収ボックス設置箇所を示した説明書(多言語表記)また、手動カウンターも設置した。手動カウンターの数値は101であり、昨年度の9を大幅に上回った。ブース内では特段の汚損もなく、大きな問題はなかった。

ブースの設置箇所及び設置状況については次のとおり。

(ブース設置箇所)



ブース設置状況

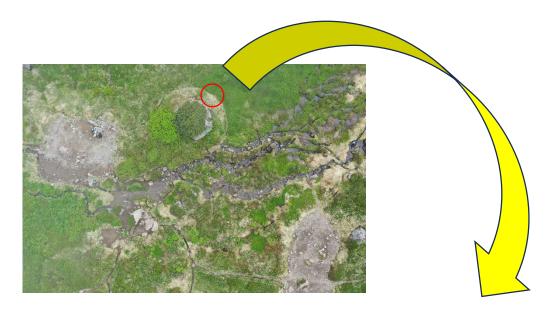
<野外し尿痕跡調査>

南沼プロジェクトでは、平成 28 年度以降、南沼野営指定地におけるトイレ問題の改善状況を把握するため、野外に放置されたティッシュ・大便を回収し、それらの数と位置を記録する調査を継続実施している。

プロッジェクト開始以降、野外し尿痕は右肩下がりで減り続け、令和4年度の確認数は、 わずか4個であった。このため、調査に伴う植生への踏み込みを極力避ける観点から、令 和5年度は、初の試みとして、ドローンを活用した遠隔調査を導入した。

調査は令和5年7月5日と9月21日の計2回実施した。初回調査(7月5日)では、ドローンにより4箇所でティッシュを発見し、すべて、調査員が発見・回収した。また、調査員が、他の主立った過去の痕跡箇所も実地確認したが、ティッシュの見落としや誤判定はなかった。この結果から、ドローン撮影と調査員による回収がうまく連動し、植生への影響を極力回避しつつ、見落としや誤判定もない効率的な調査が可能であることが示唆された。

初回調査の結果を踏まえ、2回目調査(9月21日)においてもドローンによる痕跡調査を行ったが、ドローンによるティッシュ発見はなく、調査員によるサンプル実地確認でも、 痕跡は確認されなかった。







ドローン調査の様子

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業 携帯トイレ普及目標に応じた効果検証について

資料1-1:別紙3

大雪山国立公園携帯トイレ普及	宣言を実現するための取組事項	活動実績(アウトプット)						成果実績(アウトカム)						
宣言の内容	(目標設定、効果検証に係るもの)													
		指標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	指標		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1.携帯トイレを適切に使用することで雄大で原始的な景観と共存する登山を推進します。	野営指定地等における野外し 尿ゼロを目指す							主要箇所における、巡視等 1 回あたりの野外し尿排出痕跡数	美瑛富士	3.7	3.1	2.2	1.56	
XII Y V HIII CIEME C & Y .								痕跡数 / 巡視回数	トムラウシ	7.0	4.0	2.0	2.5	
2.登山者に快く携帯トイレを使ってもらえるような環境づくりを行います。		携帯トイレブースの設置箇所 数	9	10	14	14		携帯トイレブース使用回数	美瑛富士	203	201	142	231	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		箇所							トムラウシ	532	640	564	770	
	携帯トイレの回収体制の構築	携帯トイレ回収ポックスの設 置箇所数	11	12	12	12								
		・回収の実施主体、維持管理体制が整っているものに限る。	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所							
	利用者向け情報発信	大雪山国立公園連絡協議会 facebook、登山情報における携 帯トイレ関係記事の発信数	25	34	39	41								
		・毎年6月~10月の記事を対象	記事	記事	記事	記事	記事							
3 . 登山者に対して携帯トイレ の利用を推進するための呼びか けを行います。	携帯トイレの持参の呼びかけ	携帯トイレ普及キャンペーン 実施箇所数	2	5	5	3		登山者の携帯トイレ持参率 (%)		-	38.8	43.7	41.8	
	(常設トイレは適切に使用し、)携帯トイレは常設トイレがない箇所で使用。							下山者数あたりの使用済み携 帯トイレ回収数	トムラウシ	0.33	0.38	0.31	0.42	
4.携帯トイレの普及に協力してくれる人の輪を広げます。	携帯トイレ普及パートナーの 拡大	携帯トイレ普及パートナー数 ・年度末における登録数	8	8	8	8	110 1	に同じ。						<u> </u>
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	パートナー	ナー	パート ナー	パート ナー	パート ナー							
	携帯トイレ販売箇所数の拡大	大雪山国立公園オリジナル携 帯トイレ卸数	2525	1655	3083	3058		登山用品店等における携帯ト イレ販売箇所数		31	36	36	36	

令和5年度の数値については、令和6年2月時点

ホームページ等による情報発信

1.基本運営

大雪山国立公園連絡協議会(以下、本協議会という。)では、大雪山国立公園の関係者や利用者へ向けた情報を一元的に集約・発信することを目的とした公式ウェブサイトを開設し、平成26年からはFacebook、令和5年度からはInstgramを開設・運用している。

これらの情報発信ツールを用いて、山岳地域及び山麓地域に関する最新情報の提供のほか、道路等の通行止や災害発生に関する情報提供、国立公園の利用ルールの周知や注意喚起等について、即時的な発信を行ってきたところである。

しかし、アクセス経路分析の結果、スマートフォンの普及により、ホームページの閲覧数、アクセス数の減少が続いていることから、令和4年度にはスマートフォンで情報を閲覧できるようにサイトの構築を行った。スマートフォン版は PC 版に比べ、情報が少なく、ページによって閲覧しにづらいページもあったため、スマートフォン版においても PC 版と同様に閲覧できるよう、サイトの改修を行った。また、求める情報を検索しやすいよう、古い情報を再整理したうえで、シンプルなホームページに改修した。

アクセス解析により、外国人の本協議会ホームページへのアクセス数が多いことが 判明したため、外国語においても大雪山の公式情報を伝えるサイトとして構築する必 要があるため、令和6年度以降、英語での情報提供も行う予定である。

2.「大雪山の保全ルール」ポスター作成

ここ数年、登山者の多様化に伴い、登山のルールを知らずに登山する方を目にする 一方、各観光案内所や利用拠点施設において大雪山のルールについて統一的な情報発 信ができていない状況であった。

本協議会ホームページにおいても、山岳利用に関するルールやマナーの必要情報が散在する状況となっていたため、令和5年度において、情報全体を再整理したで、山岳エリア全体における「大雪山の保全ルール」として再整理が行われたと連動するかたちで、その内容を一般向けにより分かりやすく伝える媒体として作成したもので、今後、利用拠点施設や登山口等を中心に、広く活用し周知を図る予定である。



令和5年度登山道維持管理勉強会

<結果概要>

趣旨

北海道上川総合振興局及び合同会社北海道山岳整備による「第2回登山道整備技術リーダー養成研修会」との共催の形で、広く一般にオープン開催した。

主なテーマを「登山道の直し方」として設定し、登山道の管理に携わる専門家や行政、地元活動団体による講演や事例発表、また、それらを踏まえたディスカッションを行い、今後関係者で共有すべき山岳管理のビジョン等について考える契機とした。

開催日

令和6年3月21日(木)13:30~17:00

場所

上川町かみんぐホール リハーサルルーム (Web 会議システム併用)

参加者数

大連協登山道維持管理部会メンバー及び一般参加者

計 113 名 (Web 参加者計 85 名含む)

まとめ

冒頭、合同会社北海道山岳整備・岡崎代表が講演し、近自然工法に基づく山岳管理の発想や登山道整備事例について紹介した。同代表からは、「何をしたいか」「どこを見ているか」「何を基準とするか」「これからどうしたいか」の4点を軸としたビジョンや、自然を観察することの重要性などが強調された。

続いて、環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所・山下企画官より、近自然工法の考え方も踏まえながら現地で実践している山岳保全の仕組み作りについて講演があった。同企画官からは、核となる団体や問題意識のある行政があることや、小さく始めて何度か実践・検証を繰り返すことの重要性などが指摘された。

また、美瑛山岳会・内藤会長からは、美瑛岳線における登山道崩落箇所や、当該箇所への対応に向けた関係者間での調整状況等について話題提供があった。

最後に、これらの講演・発表を踏まえたディスカッションが行われた。





勉強会の様子

資料1-2

1. 収入の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
	(A)	(B)	(B)-(A)	
繰越金	1,032,197	1,032,197	0	
負担金	1,260,000	1,260,000	0	(内訳)
				富良野市 72,000
				上川町 243,000
				東川町 144,000
				上富良野町 99,000
				美瑛町 126,000
				南富良野町 63,000
				士幌町 90,000
				上士幌町 162,000
				鹿追町 135,000
				新得町 126,000
繰入金	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
雑収入	803	15	▲ 788	預金利息
収入合計	2,293,000	2,292,212	▲ 788	

2. 支出の部 (単位:円)

科目	細目	予算額	決算額	増減	備考	
		(A)	(B)	(B)-(A)		
総務費	会議費	0	0	0		
	通信費	45,000	840	4 4,160	郵送料	
	雑費	10,000	440	▲ 9,560	封筒購入	
小計		55,000	1,280	▲ 53,720		
事業費	助成金	0	0	0		
	開催費	530,000	215,056	▲ 314,944	(内訳)	
					大雪山国立公園ビジョン展開事業	
					第3回協力金フォーラム	167,113
					携帯トイレ普及宣言推進事業	47,943
	情報発信費	704,600	754,600	50,000	(内訳)	
					基本運営	204,600
					スマートフォンプラットホーム構築	220,000
					大雪山国立公園ポスター作製費	330,000
	登山道維持管理部会事業費	910,000	477,090	▲ 432,910	(内訳)	
					グレードマップ修正・印刷	249,700
					協力金パンフレット印刷	0
					登山道維持管理勉強会	33,298
					登山道維持管理データベース整備	194,092
	送金手数料	20,000	3,630	▲ 16,370	振込手数料	
小計		2,164,600	1,450,376	▲ 714,224		
予備費		73,400	0	▲ 73,400		_
支出合計		2,293,000	1,451,656	▲ 841,344		

収支差額 ¥840,556 は次年度へ繰り越す

令和5年度 会計監查報告

令和 5 年度大雪山国立公園連絡協議会会計について、関係帳簿並びに預金通帳を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを確認しましたので報告いたします。

令和6年4月22日

大雪山国立公園連絡協議会 監事

美典町長角和汽车

令和5年度 会計監查報告

令和 5 年度大雪山国立公園連絡協議会会計について、関係帳簿並びに預金通帳を監査したところ、いずれも適正に処理されていることを確認しましたので報告いたします。

令和6年4月24日

大雪山国立公園連絡協議会 監事

鹿追町長 喜井 知己

令和6年度 大雪山国立公園連絡協議会 事業計画(案)

大雪山国立公園

1. 大雪山国立公園ビジョン展開事業

(1) 大雪山国立公園指定90周年記念フォーラムの開催

令和6年度は、国立公園指定90周年の節目であり、本公園の価値を再確認し、次代に引き継ぐとともに、協働型管理を通じてその価値を守ることの重要性を共有し、公園の魅力を広く発信するための契機とする。

このため、大雪山国立公園ビジョン「まもり、活かし、つなげよう みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園」をテーマとした記念フォーラムを中心に、大雪山国立公園連絡協議会構成員等と連携した関連事業を随時開催し、指定100周年も見据えた機運の醸成を図る。なお、記念フォーラムでは過年度フォーラムの主要テーマである協力金についても引き続き取り上げることとし、また、関連事業では一般からのメッセージやアーカイブ提供など参加型の企画も実施する。

なお、既存シンボルマーク「大雪ハット」をベースとした指定 90 周年シンボルマークの取扱規程については、別紙のとおりとする。

2. 大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言推進事業

(1) 携帯トイレ普及キャンペーン

携帯トイレを普及させるためには、若い世代や未だ利用する機会のない人を対象に、登山中に利用する機会を提供し、携帯トイレの使用方法や快適性を理解してもらうことにより、抵抗感なく利用してもらうことが重要である。このため、令和6年度においても、中岳温泉~裾合分岐及び銀泉台~赤岳(赤岳9合目付近)において仮設のテント式携帯トイレブースを設置するなど、携帯トイレの普及を推進するとともに、野外し尿排出を抑制するためのキャンペーン実施を検討する。

また、トムラウシ山南沼野営指定地付近における野外し尿対策に効果を上げつつある「トムラウシ南沼汚名返上プロジェクト」については、引き続き協力体制を構築し、同野営指定地におけるさらなる野外し尿対策を進める。

また、若い世代への携帯トイレの普及に向けた課題整理や効果的な働きかけの検 討を進めるため、令和6年度も若い世代の登山者との連携を模索し、試行的な取組 を実施する。

さらに、携帯トイレになじみのないインバウンドに対する携帯トイレの情報提供が不足しているため、情報発信の多言語化を進めるとともに、携帯トイレの使用方法等を紹介する動画の作成・発信等を行う。

(2)携帯トイレ民間流通体制の支援、携帯トイレ普及パートナーの拡大 大雪山携帯トイレ普及宣言を促進するための大雪山国立公園オリジナル携帯トイ レ販売については、引き続き、民間事業者による一括受注を支援する。

また、携帯トイレ普及に関心を示している公共施設や利用拠点施設等との調整を継続し、パートナーシップ事業の拡大を目指す。

(3) 携帯トイレ普及目標に応じた効果検証

大雪山国立公園携帯トイレ普及宣言に基づく取組を一層推進するため、普及宣言の内容に応じて設定された目標の達成状況について、引き続き情報を収集し、普及宣言の効果を検証するための取組を継続する。

3. ホームページ等による情報発信

(1) 基本運営

大雪山国立公園連絡協議会のホームページのサーバーを維持継続し、基本情報等を引き続き発信するとともに、Facebook、Youtube、Instgram を活用し、山麓地域を含む大雪山国立公園全体に関するリアルタイムな自然情報やイベント等情報の発信を強化し、国立公園の魅力向上に努める。

特に、令和6年度は、前年度に整理した山岳利用に関する「大雪山の保全ルール」 やヒグマ情報など、自然環境の保全や利用者の安全につながる情報についても、あ わせて積極的に発信していく。

また、上記について海外からのアクセスにも対応するため、英語版サイトを整備 し、登山情報及びルール等の発信を強化する。

4. 登山道維持管理部会事業費

(1) グレードマップ等印刷及び英語版の作成

大雪山グレード(利用体験ランク)及び携帯トイレ普及宣言を掲載した登山マップ(グレードマップ)については、登山口等に配架したものが数日で無くなるなど、利用者のニーズが高いことから、令和6年度においても時点修正を行った上で増刷を行う。また、インバウンド対策のため、英語版の作成も進める。

(2) 登山道維持管理勉強会

登山道の荒廃に対する維持管理手法について関係者間で共通認識を持ち技術向上を図ることを目的に、現場の荒廃状況に対する適切かつ具体的な維持管理技術や手法に関する知識を一層深めるため、現地での勉強会を開催する。開催に際しては、北海道上川総合振興局が計画している「登山道整備リーダー育成研修会」による取組とも連携しながら、相乗効果を図る。

なお、本勉強会を通じ、今後に予定される大雪山国立公園登山道管理水準や大雪山国立公園登山道整備技術指針の見直しに向けた議論につながるようにする。

(3)登山道維持管理データベース整備

令和3年度に作成した、大雪山国立公園における歩道等維持管理作業実施手順マニュアルに基づく、登山道補修データを蓄積するデータベースを継続運用する。その中で、補修による植生回復の効果をモニタリングする必要があり、かつ、補修技術の向上の検討に活用可能で、補修成果を広く情報発信する上でも効果的な箇所を選定し、動画等により記録しデータとして蓄積する。

(4) 山岳地域の利用に関する一元的な情報発信

大雪山国立公園の山岳地域の登山道のみならず、避難小屋等の施設の供用状況や 林道の通行状況、ヒグマ出没情報等についても、ホームページ等で一元的に発信す る。運用にあたっては、本ページを他のホームページや SNS 等の媒体に掲載される ように調整を図るなど、さらなる展開に努める。

なお、本項目にかかる予算は、上記「3.(1)基本運営」に含む。

5. その他【予算計上しない継続事業】

(1)登山道維持管理部会(表大雪地域、東大雪地域)

表大雪地域及び東大雪地域登山道維持管理部会について、年度内に2回程度、合同で開催し、登山道等の荒廃の課題解決に向け、維持管理体制、維持管理手法及び維持管理にかかる費用確保等の課題について一体的な協議を行い、未執行路線の事業執行や、一元的な管理運営体制の構築や協力金等、大雪山国立公園全体に展開する方策等について、さらなる検討を進める。

また、登山道補修に関する施工方法の検証と技術向上の検討を行うための登山道補修技術検討会を引き続き開催する。

(2) 大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会

令和4年度に設置した本作業部会を年2回程度開催し、検討事項の優先順位を考慮し、場所ごとの特性に応じた携帯トイレを利用しやすい環境づくりや、既設の常設トイレ等の再整備や改善策等に関する検討を行う。

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク取扱規程 (案)

(目 的)

第 1 条 この規程は、大雪山国立公園指定90周年シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程のシンボルマークとは、大雪山国立公園連絡協議会が決定した別図に掲げる ものをいう。

(使用について)

第 3 条 次の場合には、シンボルマークの使用を承認する。

ただし、営利目的使用(第5条 営利目的使用の定義)の際は、大雪山国立公園指定90周年シンボルマーク使用申請書(別記様式、以下「申請書」という。)を大雪山国立公園連絡協議会会長(以下、「会長」という。)に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 大雪山国立公園連絡協議会の構成団体が非営利目的で使用するとき
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき

(使用目的の区分)

第 4 条 シンボルマークの使用承認は、申請書記載の使用目的に応じ営利目的使用と非営利目 的使用に区分して取扱うこととする。

(営利目的使用の定義)

第 5 条 前条の営利目的使用とは、シンボルマークを商業宣伝に使用する場合又は販売目的の 商品に使用する場合をいう。

(使用申請者の責務)

第 6 条 使用申請者は、使用申請を行った物品又は制作物に対し、第三者の商標権、意匠権、 著作権等に関する一切の責任を負うものとする。

(使用承認の共通事項)

第 7 条 会長が行なうシンボルマークの使用承認は、当該申請者に対しシンボルマークを独占的に使用する権利を認めるものではないものとする。

(使用承認の制限)

- 第 8 条 次の各号に該当するときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。
 - (1) 大雪山国立公園連絡協議会の品位を傷つけ、又は大雪山国立公園の正しい理解の妨げに なるようなとき。
 - (2) シンボルマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。

資料1-4:別添

- (3) 公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治家や政治団体の利益に供する目的をもって使用するとき。
- (5) 特定の宗教団体の利益に供する目的をもって使用するとき。
- (6) その他会長が使用について不適当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

- 第 9 条 シンボルマークを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 別図に定められた形状及び彩色を正しく使用し、規格外の使用をしないこと。
 - (2) 承認された者は、申請書に記載された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。

(承認内容の変更)

第 10 条 シンボルマークの使用承認を受けたものが申請書の記載内容について変更しようとするときは、再度申請書を会長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(使用の改善)

第 11 条 会長は、シンボルマークの使用が、この規程及び承認内容に違背していると認められるときは、使用の改善を求めることができる。

(補 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク使用の取扱について必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別記様式

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク使用申請書

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク取扱規程に基づき、大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマークを使用したいので、以下の通り申請します。

大雪山国立公園連絡協議会 会長 ●● ●● 殿

申請年月日	令和	年	月	日	
申請者住所					
申請者氏名					
電話番号/メール	ルアドレス	ζ			
使用目的					
使用方法					
使用期間					
備考					

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク使用承認書

令和 年 月 日

大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマーク取扱規程に基づき、大雪山国立公園指定 90 周年シンボルマークの使用を承認します。ただし、取扱規程上の遵守規定等に違背した場合は、承認を取り消すことがあるので注意してください。

大雪山国立公園連絡協議会 会長 ●● ●●

申請者氏名

使用条件

① 使用物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真又は文書の提出、その他の方法をもって代えることができる。

2



- ※縦横比及び彩色の変更を行わないこと。
- ※モノクロで使用する際は本彩色のままモノクロ化を行うこと。

令和6年度収支予算(案)

_1. 収入の部 (単位:円)

科目	R5予算案	R6予算案	増減	備考	
	(A)	(B)	(B)-(A)		
繰越金	1,032,197	840,556	191,641		
負担金	1,260,000	1,260,000	0	(内訳)	
				富良野市	72,000
				上川町 2	43,000
				東川町 1	44,000
				上富良野町	99,000
				美瑛町 1	26,000
				南富良野町	63,000
				士幌町	90,000
				上士幌町 1	62,000
				鹿追町 1	35,000
				新得町 1	26,000
繰入金	0	0	0		
寄付金	0	0	0		
雑収入	803	44	759	預金利息	
収入合計	2,293,000	2,100,600	192,400		

2.支出の部 (単位:円)

科目	細目	R5予算案	R6予算案	増減	備考	
		(A)	(B)	(B)-(A)		
総務費	会議費	0	0	0		
	通信費	45,000	10,000	35,000	郵送料	
	雑費	10,000	5,000	5,000	事務用消耗品	
小計		55,000	15,000	40,000		
事業費	助成金	0	0	0		
	開催費	530,000	1,130,000	600,000	(内訳)	
					大雪山国立公園ビジョン展開事業	1,000,000
					携帯トイレ普及宣言推進事業	130,000
	情報発信費	704,600	500,000	204,600	(内訳)	
					基本運営	230,000
					HP多言語化	200,000
					山岳保全ポスター増刷	70,000
	登山道維持管理部会事業費	910,000	400,000	510,000	(内訳)	
					グレードマップ印刷等	300,000
					登山道維持管理勉強会	100,000
	送金手数料	20,000	20,000	0	振込手数料	
小計		2,164,600	2,050,000	114,600		
予備費		73,400	35,600	37,800		
支出合計		2,293,000	2,100,600	192,400		

大雪山国立公園連絡協議会の新たな構成員について

大雪山国立公園に関する研究を行う専門家として、福山市立大学都市経営学部都市経営学科教授 澤田 結基氏及び北星学園大学文学部英文学科准教授 トムソン ロバート氏の2名を新たな構成員とする。

 1.福山市立大学 都市経営学部都市経営学科 教授 澤田 結基氏

【学歴】

2004年

北海道大学大学院地球環境科学研究科 博士後期課程 修了



【経歴】

2004~2008年 北海道大学低温科学研究所

2008~2011年 産業技術総合研究所

2011年~現在 福山市立大学

【専門分野】

地下氷(永久凍土)や風穴、周氷河地形の観測研究が専門。 ジオパークや博物館、小学校の出前授業など、地学普及活動にも取り組む。

<提案理由>

大雪山国立公園では、多くの降雪や雪氷現象、周氷河地形などが見られ、高山植物や高山湿原、また、それらに依存する哺乳類・昆虫類等の礎となっている。大雪山国立公園の価値を理解するには、その地質学的な理解が重要であることから、長年、大雪山国立公園をフィールドに地質学的な研究を行っている同教授に参画を依頼する。

2. 北星学園大学 文学部英文学科 准教授 トムソン ロバート氏

【学歴】

2016年

北海道大学 文学研究科 人間システム科学 博士課程 修了 文学博士(人間システム科学) (人間システム科学)



【経歴】

2016~2017年 北海道大学 日本学術振興会外国人特別研究員(ポストドク) 2017~2022年 北星学園大学 専任講師(メディア・コミュニケーション論) 2022年~現在 北星学園大学 准教授(メディア・コミュニケーション論)

【専門分野】

メディア・コミュニケーション論、比較文化心理学、インターネット心理学、アドベンチャーツーリズム キーワード(ソーシャル・ネットワーク・サイト、文化、インターネット心理学)

<提案理由>

大雪山国立公園には多くの外国人利用客が訪れ、今後の国立公園の利用を考える上で、外国 人利用者への情報発信の仕方や対応等は極めて重要である。また、大雪山国立公園を世界に通 用する国立公園としていくためには、長年、大雪山国立公園もフィールドとして調査研究、ま た、外国人向けに大雪山についての情報発信を行っている同准教授に参画を依頼する。

大雪山国立公園連絡協議会規約(改定案)

(名 称)

第1条 本会は、大雪山国立公園連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大雪山国立公園の保全と利用の目標や将来像を示した大雪山国立公園ビジョンの実現を目指すため、会員相互の情報交換、連絡調整を図り、保全と適正な利用のための事業を実施することにより、大雪山国立公園の多様な関係者が協働した管理運営を行い、大雪山国立公園地域の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)大雪山国立公園ビジョンに基づく方針、計画等の検討又は策定、大雪山 国立公園ビジョンの達成状況の確認及び評価
 - (2) 大雪山国立公園の管理運営に関する情報交換、連絡調整及び計画等の検討
 - (3) 大雪山国立公園の保全及び適正な利用を推進するための事業
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

- 第4条 本会は、別表に掲げる機関、団体等により構成する。
 - 2 本会を構成する機関、団体等に幹事を置く。

(役 員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監事 2名

(役員の選任及び任期)

- 第6条 役員は、協議会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 選任された役員が任期中に第4条第1項に規定する機関の長の職でなくなったときは、役員を退任したものとみなし、その補充については、その職の後任者が役員に選任されたものとみなす。

ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - 3 理事は、会務を分担し、会の運営にあたる。
 - 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(総 会)

- 第8条 総会は、年1回開催するほか、会長の招集により必要に応じて開催する。
 - 2 総会は、予算、決算、事業計画、規約の改正、その他必要な事項を協議する。

(幹事会)

第9条 総会の議事に関する予備的協議、その他連絡調整を行うため、会長の招集に より必要に応じて幹事会を開催することができる。幹事会には各機関、団体等 の幹事及び事務局が出席する。

(部 会)

- 第10条 第3条の事業の一部を実施するため、常設の部会を設けることができる。部 会の組織及び運営に必要な事項は、本会において規約を定める。
 - 2 部会として、表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理 部会を設置する。

(作業部会)

- 第11条 第3条に掲げる事業に関して、一時的かつ専門的に調査、検討、協議を行う、 作業部会を設置することができる。
 - 2 作業部会に属する会員は、会長が指名する。
 - 3 作業部会には、会長が会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 4 作業部会の庶務は事務局が行い、その経過及び結果を総会に報告するものと する。
 - 5 作業部会は、第1項の調査又は検討が終了したときは解散する。

(事務局)

- 第12条 本会の事務局を環境省大雪山国立公園管理事務所に置く。
 - 2 事務局は、会の庶務及び会計事務を行う。
 - 3 事務局員は、大雪山国立公園管理事務所職員がその任にあたる。

(会 計)

- 第13条 協議会の経費は、負担金、委託金、寄付金、その他の収入を持ってあてる。
 - 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 付 則 この規約は平成5年12月7日から施行する。
 - この規約は平成12年5月15日から施行する。
 - この規約は平成13年5月9日から施行する。
 - この規約は平成20年5月13日から施行する。
 - この規約は平成23年5月12日から施行する。
 - この規約は令和2年6月8日から施行する。
 - この規約は令和6年5月17日から施行する。

別表

分野	機関、団体等
関係行政機関	北海道地方環境事務所長
	北海道上川総合振興局長
	北海道十勝総合振興局長
	富良野市長
	上川町長
	東川町長
	美瑛町長
	上富良野町長
	南富良野町長
	士幌町長
	上士幌町長
	鹿追町長
	新得町長
	上川中部森林管理署長
	上川南部森林管理署長
	十勝西部森林管理署東大雪支署長
	北海道開発局開発監理部開発連携推進課長
	北海道運輸局観光部長
観光協会	(一社) 層雲峡観光協会
	(一社) ひがしかわ観光協会
	(一社) 美瑛町観光協会
	(一社) かみふらの十勝岳観光協会
	(一社) ふらの観光協会
	NPO 法人南富良野まちづくり観光協会
交通事業者	(株)りんゆう観光
	ワカサリゾート (株)
	道北バス(株)
	旭川電気軌道(株)
	十勝バス(株)
	北海道拓殖バス(株)
自然保護団体	大雪と石狩の自然を守る会
	十勝自然保護協会
研究者	北海道大学大学院環境科学研究院 渡邉 悌二教授
	北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授

	北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院観光学高等研
	究センター 木村 宏客員教授
	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科 澤田 結基教授
	北星学園大学 文学部英文学科 トムソン ロバート准教授
ビジターセンター	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会
運営協議会等	ひがし大雪自然館運営協議会
	東川町【再掲】

大雪山国立公園連絡協議会

表大雪地域登山道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会規約(改定案)

(趣 旨)

第1条 本規約は、大雪山国立公園連絡協議会規約第10条第1項の規定に基づき、表大雪地域登山 道維持管理部会及び東大雪地域登山道維持管理部会の組織及び運営に必要な事項を定めるも のとする。

(目的)

第2条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の荒廃等の課題及びその対策について関係者で協議 し、もって登山道の適正な維持管理に資することを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)登山道の整備及び維持管理並びにそれに関連する登山道の利用や登山道周辺の自然環境等に関する情報交換、連絡調整
 - (2) 登山道の荒廃等の課題及びその対策に必要な事業
 - (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本部会は、別表に掲げる構成員及びオブザーバーをもって構成する。また、必要に応じて、 検討の方向性を示し有効な議論を導くための役割をとして、コーディネーターをおくものと する。

(大雪山国立公園連絡協議会への出席)

- 第5条 本部会の構成員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、第3条に規定する事業の報告や意見を述べる。
 - 2 前項の出席者は2名以内とし、部会において選任する。任期は1年とする。

(運 営)

- 第6条 本部会は、事務局が招集し、事務局員が議事進行を務める。
 - 2 本部会を年2回程度開催し、必要に応じて随時、臨時部会を開催する。

(事務局)

- 第7条 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局を大雪山国立公園管理事務所に、東大雪地域登山 道維持管理部会の事務局を上士幌管理官事務所に置く。
 - 2 事務局は、会の庶務を行う。
 - 3 表大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は大雪山国立公園管理事務所及び東川管理官事務所職員が、東大雪地域登山道維持管理部会の事務局員は上士幌管理官事務所職員がその任にあたる。た

だし、事務局の業務を請負することを妨げない。

4 事務局員は、大雪山国立公園連絡協議会に出席し、第5条第1項に基づき出席する者を補佐する。

(会 計)

第8条本部会の運営及び事業の実施に必要な経費は、大雪山国立公園連絡協議会の経費を充てる。

(その他)

- 第9条 本部会は、大雪山国立公園内の登山道の適正な維持管理のために、関係するその他の協議会 との連携及び協力を図る。
- 付 則 この規約は令和2年6月8日から施行する。
- 付 則 この規約は令和2年11月4日から施行する。
- 付 則 この規約は令和3年5月14日から施行する。
- 付 則 この規約は令和4年5月13日から施行する。
- 付 則 この規約は令和6年5月17日から施行する。

表大雪地域登山道維持管理部会

構成員

分野	名称		
関係行政機関	北海道地方環境事務所		
	上川中部森林管理署		
	上川南部森林管理署		
	北海道上川総合振興局		
	富良野市		
	上川町		
	東川町		
	美瑛町		
	上富良野町		
	南富良野町		
維持管理関係団体	Asahidake trail keeper		
利用・環境教育関係団体	NPO アース・ウィンド		
	NPO 法人かむい		
	NPO 法人大雪山自然学校		
	勤労者山岳連盟(道央地区)		
	合同会社北海道山岳整備 / 一般社団法人大雪山・山守隊		
	山樂舎 BEAR		
	層雲峡ビジターセンター		
	大雪山倶楽部		
	大雪山国立公園パークボランティア連絡会		
	TREE LIFE		
	富良野山岳会		
	北海道山岳ガイド協会(表大雪地区)		
自然保護関係団体	大雪と石狩の自然を守る会		
	山のトイレを考える会		
調査・研究関係	山岳レクリエーション管理研究会		
	北海道大学大学院地球環境科学研究院 渡邉 悌二教授		
	北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授		

オブザーバー

分野	名称
維持管理関係団体	旭川勤労者山岳会
利用・環境教育関係団体	ガイドオフィス風
	株式会社りんゆう観光

	上川山岳会	
	上富良野十勝岳山岳会	
	黒松内銀竜草の会	
公益社団法人日本山岳会北海道支部		
	美瑛山岳会	
	ワカサリゾート株式会社	
自然保護関係団体	北海道高山植物保護ネット	
調査・研究関係		

関係行政機関以外は、分野ごとに 50 音順

東大雪地域登山道維持管理部会

構成員

分野	名称		
関係行政機関	北海道地方環境事務所		
	十勝西部森林管理署東大雪支署		
	北海道十勝総合振興局		
	士幌町		
	上士幌町		
	鹿追町		
	新得町		
維持管理関係団体	NPO 法人かむい		
利用・環境教育関係団体	NPO 法人ひがし大雪自然ガイドセンター		
	合同会社北海道山岳整備 / 一般社団法人大雪山・山守隊		
	山樂舎 BEAR		
	新得山岳会		
	大雪山国立公園パークボランティア連絡会		
	十勝山岳連盟		
自然保護関係団体			
調査・研究関係	北海道大学大学院地球環境科学研究院 渡邉 悌二教授		
	北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授		

オブザーバー

分野	名称
維持管理関係団体	株式会社北海道ネイチャーセンター
利用・環境教育関係団体	 公益社団法人日本山岳会北海道支部
	しほろ自然環境に親しむ会
	北海道山岳ガイド協会(東大雪地区)
	ボレアルフォレスト
自然保護関係団体	
調査・研究関係	

関係行政機関以外は、分野ごとに 50 音順

大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会の設置について(改定案)

大雪山国立公園連絡協議会 令和4年5月設置

大雪山国立公園連絡協議会規約第11条に基づき、次の作業部会を設置する。

1.作業部会の名称

大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会

2.作業部会の目的

大雪山国立公園では、野営指定地や登山道上におけるし尿排泄の問題が改善に至っていない状況にあることから、場所ごとの特性に応じ携帯トイレを利用しやすい環境づくりを進めるための検討を行うとともに、既設の常設トイレ等の再整備や改善策に関する検討を行うもの。

3.検討内容

- (1)野外へのし尿排泄の問題が見られ改善が必要とされる野営指定地等における、携帯トイレを利用しやすい環境づくり(携帯トイレブースの設置、維持管理、回収体制の構築、利用者向けの情報発信)
- (2)既設の常設トイレ等の再整備及び改善策
- (3)(1)(2)の検討にあたって必要な事項

4.検討体制

大雪山国立公園連絡協議会会長が指名した次の者により構成する(名簿別紙)。

- (1)大雪山国立公園連絡協議会の構成員のうちの希望者
- (2)登山道維持管理部会(表大雪地域、東大雪地域)の構成員及びオブザーバーのうちの希望者
- (3)(1)(2)の他、会長が出席を求める者

また、本作業部会に、検討の方向性を示し有効な議論を導くための役割をとして、コーディネーターをおくものとする。

5. 設置期間の考え方

本作業部会は、野外へのし尿排泄の問題が見られ改善が必要とされる課題箇所及び既設の常設トイレ等の再整備及び改善策について、基本的考え方及び対応方針が明らかにされるまでの間設置するものとする。

大雪山国立公園連絡協議会

大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会名簿
大雪山国立公園連絡協議会構成員
北海道地方環境事務所
上川中部森林管理署
上川南部森林管理署
十勝西部森林管理署東大雪支署
かみふらの十勝岳観光協会
(株)りんゆう観光
道北バス(株)
大雪と石狩の自然を守る会
十勝自然保護協会
北海道大学大学院環境科学研究院 渡邊 悌二教授
北海道大学大学院農学研究院 愛甲 哲也教授
北海道上川総合振興局
北海道十勝総合振興局
富良野市
上川町
東川町
美瑛町
上富良野町
士幌町
上士幌町
鹿追町
新得町
層雲峡ビジターセンター
表大雪/東大雪登山道維持管理部会構成員・オブザーバー
NPO 法人かむい
Asahidake Trail Keeper
NPO 法人大雪山自然学校
勤労者山岳連盟(道央地区)
合同会社北海道山岳整備 / 一般社団法人大雪山・山守隊
山樂舎 BEAR
大雪山倶楽部
TREE LIFE
山のトイレを考える会
美瑛山岳会

山岳レクリエーション管理研究会

NPO 法人ひがし大雪自然ガイドセンター

十勝山岳連盟

2024年4月現在 合計35機関・団体

作業部会開催時においては、名簿に記載のない登山道維持管理部会構成員及びオブザーバーに対しても案内を行なうこととし、幅広い協議体制を確保する。

大雪山国立公園連絡協議会役員の改選について

	現役員	新役員
会 長	上川町長	
副会長	東川町長	
副会長	上士幌町長	
理事	北海道地方環境事務所長	
監事	美瑛町長	
監事	鹿追町長	

表大雪地域/東大雪地域登山道維持管理部会の開催結果

1.表大雪地域/東大雪地域合同登山道維持管理部会

(1)第5回(シーズン前)

<結果概要>

経過

本部会は、令和4年度はシーズン後に1回のみの開催としたが、令和5年度は、赤岳登山道補修実施に向けた事前協議が必要であったことなどから、シーズン前・シーズン後の2回とし、いずれも合同で開催した。

シーズン前の本会議では、これまでの登山道維持管理部会等の開催経過や、大雪山国立公園における登山道の管理状況について共有した上で、登山道等の協働型管理の進め方について議論した。また、登山道補修技術検討会の位置付けを明確化するため設置要綱を定めるとともに、個別調整が必要な案件として赤岳登山道補修の進め方について議論した。あわせて、令和4年度の本会議にて頭出しを行った、大雪山国立公園に関する情報のうちの「保全ルール」について、散在していた既存のルール等を再整理し、ルール案についても議論を行った。

その他、各団体が令和5年度に予定している登山道維持管理関連活動予定について共有 した。

開催日

令和5年6月20日(火)14:00~17:00

場所

上川町役場大会議室(Web会議システム併用)

出席者数

部会構成員及びオブザーバー計 42 名 (Web 参加者含む)

議事

- (1)登山道等の協働型管理の進め方について
- (2)登山道等管理に関する個別調整案件ついて
- (3)大雪山の保全ルールに関する一元的な情報発信について
- <報告事項>
- (1)各団体からの活動予定等について

まとめ

議事(1)関係

・これまでの登山道維持管理部会等の開催経過や、大雪山国立公園における登山道の管理 状況(事業執行や再整備・維持管理状況)について一覧整理し情報共有するとともに、 「大雪山国立公園ビジョン」の実現に必要となる取組項目が提示され、登山道等の協働 型管理の進め方について、基本的考え方を確認した。登山道の管理状況等については、 今後、毎回の本会議でアップデートし、共有することとした。

議事(2)関係

- ・これまで登山道補修技術検討会の位置付けが不明確であったことから、事務局より設置要綱(案)を提示し、了承された。参加メンバーを事務局が選定することについて疑義が示されたが、個別具体の課題について集中的な検討を行うためにメンバーを絞ることが有効であること、メンバー以外の部会構成員も傍聴可能な公開で開催すること、を確認した。
- ・赤岳登山道補修について、上川総合振興局より、進め方やスケジュール等が共有された。 特段の意見等はなく、令和5年度シーズンに補修が進められることとされた。

議事(3)関係

・令和4年度部会にて頭出しを行った、大雪山国立公園に関する情報のうち「保全ルール」について、散在していた既存のルールを再整理した案(「宣言型」、「呼びかけ型」、「注意型」の3案)や、大雪山国立公園連絡協議会ウェブサイトにおける情報階層化のイメージについて提案された。構成員からは、ルールは規制的な性格のものである理由から「注意型」への賛同が複数示されたことから、「注意型」をベースに再整理し、次回部会で再提案することとした。

(2)第6回(シーズン後)

<結果概要>

経過

シーズン後の本会議では、前回に続き、協働型管理の進め方に関する各取組項目について、向こう5箇年のスケジュールを想定した実施計画を提案し、取組の全体像を踏まえ、取組の優先度を判断し取組同士の連携等を図りながら進めることについて、確認した。また、維持管理における優先課題を有する歩道案件について、令和5年度シーズンにおける補修の実施状況、現場の確認状況及び調整状況について情報共有し、次年度における進め方について、議論を行った。併せて、前回部会で提案した「大雪山の保全ルール」について最終案を提案し、次年度より運用開始することとなった。

その他、各団体が令和5年度に実施した登山道維持管理関連活動について共有した。

開催日

令和5年12月25日(月)13:30~16:30

場所

上川町役場大会議室(Web 会議システム併用)

出席者数

部会構成員及びオブザーバー計 49 名 (Web 参加者含む)

議事

- (1)登山道等の協働型管理の進め方について
- (2)登山道等管理に関する個別調整案件ついて
- (3)大雪山の保全ルールに関する一元的な情報発信について

<報告事項>

(1)各貴館・団体からの活動状況報告等について

まとめ

議事(1)関係

- ・前回部会で提案した協働型管理の進め方について、取組事項及び実施予定(工程案)の 全体像を共有し、今後開催される毎回の部会において、取組結果及び取組予定等の情報 を更新しながら内容の充実を図るとともに、全体の進捗状況、取組同士の連携、優先度 の判断等の議論を行う基礎資料として使用していくこととした。
- ・構成員からは、協働型管理と今後検討が進められる予定となっている「大雪山財団(仮称)」の設立との連携が必要との意見が提出され、今後必要に応じて、官民学の連携について個別議論の場を設けていくことを確認した。

議事(2)関係

- ・前回部会で補修計画が共有された赤岳登山道について、登山道補修技術検討会構成員に よる現地調査及び補修作業の結果や、来シーズンの検証予定について紹介された。
- ・美瑛岳登山道について、対応が必要となっている箇所(北向沢)の現地調査結果や検討 の進捗状況について紹介された。

議事(3)関係

- ・前回部会で事務局が提案した、大雪山の山岳地域における「大雪山の保全ルール」について、最終案が提示され、概ね、令和6年度シーズンから、最終案で情報発信を開始し、必要に応じ内容の見直しを図ることを確認した。
- ・構成員からは、多言語対応の必要性を指摘する意見が複数出され、今後の構成員からの 協力を得ながら、英語対応を順次実施していくこととなった。

2. 登山道補修技術検討会

上記1.(1)のとおり、本検討会にかかる設置要綱を策定し、位置付けを明確化した。 一方で、他の大雪山国立公園連絡協議会関連会議との日程調整等により、令和5年度内の 開催ができなかったことから、令和6年度シーズン前での開催を模索する。

- 3.登山道の荒廃等の課題及びその対策に必要な事業(会議以外)
- (1)登山道の一元的情報発信

大雪山国立公園連絡協議会ウェブサイトにて情報を発信した

(http://www.daisetsuzan.or.jp/trail-news/)

発信件数は合計 112 回、ハイシーズン(6月1日~10月15日)の閲覧数は、42,133 回(前年度比76%)であった。

閲覧数の減少理由を把握するため、閲覧者の動向を解析した結果、タイムパフォーマンスを重視するためか、SNSで最新の情報や必要な情報だけをかいつまんで閲覧し、くわしい情報が欲しい場合のみウェブサイトを訪問する傾向がみられた。(その証左として、昨年度はFacebook Instagram 等の閲覧数が増えていると同時に、ストーリーズの閲覧数が高くなっていた。)

このようなタイムパフォーマンスを重視した利用傾向を考慮し、今後は、最新の情報は SNS を通じて要点を絞って端的に伝えることを意識する一方で、基礎情報や詳細情報はウェブサイトベースで伝えるなど、よりメリハリの付いた情報発信を行っていく。

(2)登山道維持管理データベースへの記録掲載

令和5年度の登山道補修に関する記録は現在整理中であり、準備が整ったものから登山 道維持管理データベースに記載していく。

(3)登山口へのグレードマップの設置・配布

大雪山グレード(利用体験ランク)や携帯トイレ普及宣言について登山者に周知するため、最新情報を反映した改訂版の増刷(10,000部)を行った上で、16箇所の登山口等において、約3,000部を配布した。

(4)大雪山国立公園連絡協議会総会への出席

第1回(令和2年12月開催)の各部会でそれぞれ決定した当番制度に従い、表大雪/東大雪部会より、以下の各2団体が大連協総会(令和5年5月12日開催)に出席し、登山道維持管理部会の取組報告にあわせてコメントした。

- <表大雪地域>
 - 層雲峡ビジターセンター、TREE LIFE
- <東大雪地域>

合同会社北海道山岳整備 / 一般社団法人大雪山・山守隊、十勝山岳連盟

大雪山国立公園山岳トイレ等検討作業部会の開催結果

<結果概要>

1.第3回

経過

令和5年2月に第2回作業部会を開催して以来、3回目の開催。

第1回で大雪山のトイレに関する課題事項全体を共有し、第2回にて課題事項に対する 対応方針を整理していた中で、第3回として、山岳トイレ全体に関する基本的考え方、本 作業部会の進め方及び主な検討課題について整理を行った。

また、優先的な検討課題として、旭岳周辺における携帯トイレブースの効果検証、白雲岳避難小屋及び忠別岳南避難小屋の付帯トイレ設計案に関する議論を行った。

開催日

令和5年6月26日(月)9:00~12:00

場所

上川町役場大会議室(Web会議システム併用)

出席者数

大連協又は登山道維持管理部会メンバー計 26 名 (Web 参加者含む)

議事

- (1)トイレ作業部会における検討課題の整理について
- (2) 旭岳周辺登山道における携帯トイレブース設置の検討について
- (3)白雲岳避難小屋付帯トイレ等の再整備について

まとめ

- ・山岳トイレ全体に関する基本的考え方と作業部会を進める上での基本事項、作業部会に おける主な検討課題について、項目を整理したうえで認識を共有した。また、大雪山の 山岳地域におけるトイレの設置状況と管理状況を提示し、前提となる全体像を共有した 上で議論を行ったが、全体計画がなお必要である旨の意見が提出された。
- ・挙げられた主な検討課題については、今後も取組の進捗状況を確認し議論を重ねながら、 毎回ブラッシュアップし見直しを図ることとした。
- ・旭岳周辺における携帯トイレブースについては、3箇年の時限的な検証業務を実施する中で、携帯トイレブースの必要性を判断する上では、候補地となる野営指定地の必要性、設置効果の検証方法、ブースが有無による植生や土壌等の自然環境への影響といった観点からも総合的な検討が必要である旨の意見が提出された。
- ・白雲岳避難小屋及び忠別岳南避難小屋の付帯トイレ設計案については、施工に伴う植生 や土壌等の自然環境へ及ぼす影響を懸念する意見や日当たり最大処理回数の設定や維持 管理方法等に関する疑義が示されたことから、次回の部会までに追加的な調査等を実施 し、再検討することとなった。

2.第4回

経過

第4回においては、第3回で議論した主な検討課題全体に対し、向こう5箇年の全体計画として整理し、、短期的課題への解決策についての議論と併せて、中長期的かつ総合的観点から議論を行うことを確認した。個別課題については、前回に引き続き、白雲岳避難小屋付帯トイレの設計案及び旭岳周辺登山道における携帯トイレブースのあり方に関する議論を行った。

開催日

令和6年2月16日(金)13:30~16:30

場所

東川町役場大会議室(Web会議システム併用)

出席者数

大連協又は登山道維持管理部会メンバー計 36 名 (Web 参加者含む)

議事

- (1) 山岳トイレ等に関する検討課題の整理について
- (2)白雲岳避難小屋付帯トイレ等の再整備について
- (3) 旭岳周辺登山道における携帯トイレブース設置の検討について

まとめ

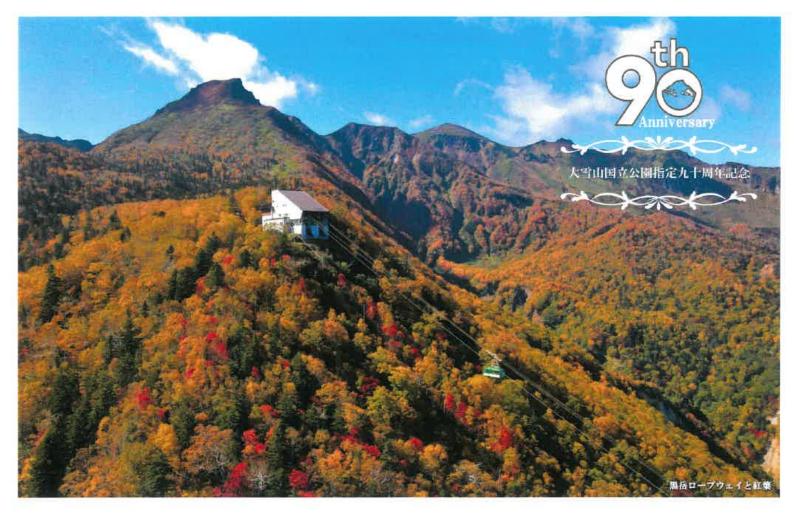
- ・向こう5箇年の全体計画を踏まえ、短期的課題に対する解決策の具体的検討を行うとも に、中長期的な難易度の高い課題については、総合的見地から議論を重ねていくことを 確認し、全体計画の記載内容については、今後の毎回の作業において、取組結果及び取 組予定等の情報を更新しながら、全体の進捗状況、取組同士の連携、優先度の判断等の 議論を行う基礎資料として使用することとした。
- ・白雲岳避難小屋付帯トイレの設計については、前回の部会意見を踏まえた修正案が提案 されたが、構成員から環境省案に対する対案が示されたことから、今後、作業部会とは 別に個別協議の場を設けて、総合的見地から再整備の方向性についてさらに時間をかけ て検討を行うこととなった。また、忠別南避難小屋の付帯トイレの設計についても、白 雲岳避難小屋付帯トイレの検討内容と調整を図りながら進めることとなった。
- ・旭岳周辺登山道における携帯トイレブースの試行設置については、シーズンを通してデータがとれるよう、令和6年度においては7月頃からブースを設置できるように調整することとなった。なお、令和6年度の具体的な事業内容については、4月頃に関係者による意見交換の場を設けることとなった。

■大雪山国立公園指定90周年記念事業 実施スケジュール

2024/05/17時点

T				
実施主体	事業名	内容		
北海道地方環境事務所大雪山国立公園連絡協議会	記念フォーラム	祝賀的な意味合いを含め、90周年を記念したフォーラムを開催し、当地の財産である国立公園を未来に引き継いでいく。 (12月)		
大雪山国	メッセージ募集企画	大雪山国立公園についての魅力や思い、将来につなげたいことなどを 写真やメッセージで募集。 (6月~10月)		
大雪山国立公園連絡協議会	今昔アーカイブ写真展	大雪山国立公園の昔と今の写真を展示。 (12月)		
給協議会	シンボルマーク作成	既存シンボルマーク「大雪ハット」をベースとした指定90周年シンボルマークの作成及び取扱規程の作成。 (2月~5月)		
北	パネル展示	道内国立公園における共同パネルの製作及び展示。 (~10月)		
北海道地方環境事務	ガイドブック増刷	大雪山国立公園のガイドブックについて内容修正及び増刷。 (~12月)		
環 境 事 務	パンフレット増刷	大雪山国立公園のパンフレットについて内容修正及び増刷。 (~12月)		
所	アーカイブ写真収集	大雪山国立公園の昔と今の写真を収集。 (6月~12月)		
東 川 町	記念フォーラム (調整中)			
㈱りんゆ	パネル展示	黒岳5合目の駅舎にてパネル展開催。 (4月~)		
ゆ う 観 光	記念切手販売	指定90周年記念切手の販売(別添参照)。		

※随時追加予定





NIPPON

NIPPON

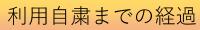
令和5年度 白雲岳避難小屋等利用状況報告

令和5年度利用者数 避難小屋 775名 テント場 292名

- ・ヒグマの出没により7月9日~15日まで避難小屋及びテントサイトを利用自粛措置、また7月17日~8月31日までテントサイトの利用自粛措置を行ったため大幅な利用者減となった。
- ・過去比較では、避難小屋の建替やコロナ禍という状況で入込比較は困難であるが、平成30年並の入込が期待できたと考える。
- ・利用自粛措置により縦走者は忠別岳避難小屋や黒岳石室の利用を余儀なくされたため、縦走者の安全確保、また避難小屋の安定した運営という観点からも、ヒグマの対策を今後進めていく必要がある。

令和5年度協力金実績:1,531,225円 (現地1,447,225円 振込等84,000円)

※対前年比 62.5%



- ●7月2日頃より、ヒグマ親子がテントサイトに接近し始め、小屋管理人により利用者へ注意喚起を行ってきたが、ヒグマの居座りが続いたため、安全確保のため利用の制限措置を実施した。
- ●この決定にあたっては、接近するヒグマに対し<u>管理人の退避勧告を無視し 写真撮影を行うなどの退避行動をとらない利用者も見受けられた</u>ことから、 事故誘発の恐れが高くなり、最悪大雪山全体の風評被害が生じるとの判断 も踏まえ、環境省・北海道・小屋管理受託者(北海道山岳整備)と協議の 上、決定を行った。

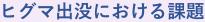
※参考1:過去5年間の利用実績

	避難小屋	テント場
平成30年	1,210	1,107
令和1年	1,183	1,107
令和2年	69	55
令和3年	907	1,377
令和4年	1,141	710

※参考2:黒岳石室の利用実績

	黒岳石室利用者	石室テント利用者
令和4年	621	1,316
令和5年	687	1,400





- ・登山者、縦走者、現地管理人の安全確保
- ・登山(特に縦走中の方)の計画変更と、管理人の対応増
- ・遵守事項の啓発、情報提供
- ・利用者の減少により協力金収受額への影響
- ・自然公園法違反を含めた不適切行為への対処
- ・周辺登山道整備の中止等の影響
- ・他の避難小屋やテントサイトへの混雑への影響
- ・問題個体の発生の抑止



避難小屋としての対応方針の策定

○基本的考え方

ヒグマの生息環境の保全、利用者に対する対応方針の設定、ヒグマルール を事前周知し、同地の利用環境の確保

○対応方針

利用者の行動をコントロールすることで、問題個体の発生を抑止 ヒグマの出没状況に応じ、施設の閉鎖(解除)の判断を行う判断基準を整備

○各関係機関との協力体制の整備

白雲岳避難小屋におけるヒグマ対応方針(概要)

ヒグマに関する利用者への情報発信を強化するとともに、現場においてヒグマの出没状況に応じた統一的な対応基準を設けることで、ヒグマの生態の保持及び適正な利用環境の確保を図る。

<ヒグマ対応の基本的考え方>

- ●ヒグマの生態を保持し、生息環境を保 全する
- ●利用者へ対し、 ヒグマ情報を周知 する
- ●現場におけるヒグマ対応の判断基準を設ける
- ●ヒグマとの距離を 確保し、適切な利用 環境を維持する

<対応方針:管理の目標>

人為的な理由による「ヒグマ事故」を発生させない

人為的な理由で「問題個体」を発生させない

<管理の方策>

- (1) 利用者への情報提供
- <u>▶</u>①~③の各段階において、ヒグマ情報を周知
 - ①登山前(計画)段階
 - ②登山開始(登山口)段階
 - ③登山中(現地滞在)段階



- ▶利用者に周知する情報内容
- ■大雪山のヒグマの生息情報
 - ○国立公園の全域が牛息域であること
 - ○出没状況
- ■「大雪山のヒグマ対処法|
 - ○ヒグマに出会わないために
 - ○ヒグマに出会ったら
- ■「大雪山の保全ルール」
 - ○野生生物への配慮ルール
 - ○野生動物への餌付け・接近・つきまとい の禁止行為
 - ・「餌を与えること|
 - 「著しく接近すること」
 - ・「つきまとうこと」
- ■白雲避難小屋等の利用条件と遵守事項
 - ○ヒグマの出没状況に応じた施設利用の可 否・出没状況による施設の閉鎖可能性

- (2) ヒグマの行動段階別の判断基準
- ▶①~③の状況に応じて、総合的に判断
 - ①ヒグマの行動形態 (移動、停滞等)
 - ②ヒグマとの距離(出没場所)
 - ③利用者の行動(問題行動の有無)
- ▶5段階の対応レベルを設定した上で、利用

者対応を柔軟に実施

- ○通常利用
- ○利用時の注意喚起
- ○ヒグマからの退避行動指示
- ○施設一時閉鎖、利用制限
- ○施設の計画閉鎖
- (3)施設における忌避対策
- ▶施設周辺への電気柵の設置検討
 - (4) ヒグマ出没対応の連携・協力
- ▶ (1) ~ (3) のヒグマ出没に関する一連の対応を、現場、施設の運営受託者、施設 管理者が連携・協力し実施



層雲峡地区において、大雪山の山々や峡谷がおりなす非日常的な景観の中で、ゆっくりと思いのままに余暇時 間を過ごすことができ、繰り返し何度でも訪れる旅の目的地となるよう官民一体となり「北の山岳リゾート」の実 現を目指す。

●活性化ビジョン テーマ 「大雪山層雲峡-北の山岳リゾートで渓谷にひたる」

- ①層雲峡渓谷の中の憩いの場所
- ②層雲峡でしか味わえない本物の感動体験 オーセンティックauthentic
- ③環境に配慮した持続可能な街づくり

リトリートretreat

リジェネレーションregeneration

〈目標(将来像)〉

- ●来訪者の満足度向上
- ●国内旅行者のリピーター数を増加
- 旅行消費額の増加

令和5年取組み

利用環境の魅力向上 自然体験の魅力向上

無線アクセスポイントの更新 (銀河流星の滝)

ATWS2023北海道 ポストサミットアドベンチャー 北の山岳リゾートプロジェクト共有 大雪ダムSUP&ガイド育成事業









民間団体

大雪ダムでの日本酒貯蔵実験 セブンイレブン上川層雲峡店再開 マイボトル利用促進



景観改善

ホテル層雲解体 河川清掃活動







魅力ある観光地としての基盤整備

地元高校生がつくる層雲峡温泉四周年記念特別新聞 地域資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業 ビジターセンターにおける商品開発

特産品会開発事業

体験型旅行商品造成(体験型カタログギフト)

層雲峡路線バス利用促進事業

層雲峡道路横断対策



天人峡廃屋除却までの経過

<背景について>

○「旧天人峡グランドホテル」

平成 24 年に所有者である株式会社タケトーの破産申し立てにより、破産手続き開始の決定がされ、平成 25 年に破産手続きが終結し、法人格が消滅し登記上も閉鎖されているが、現在残っている建物について整理がつかない状態。

○「天人閣」

平成 30 年に株式会社松山温泉から株式会社カラーズ・インターナショナル(本社東京都:以下「カラーズ社」という。)に事業譲渡されたが、同法人は現在休業中で、建物について適正な管理がされない状態。

結果、「天人閣」、「旧天人峡グランドホテル」が廃屋と化し、建物への不法侵入、天人峡の豊かな自然景観や羽衣の滝の園路の通行の妨げになっている状況にある。

<経過について>

令和4年

- ○6月20日 令和4年度第1回大雪山国立公園天人峡地区魅力向上検討会開催。
- ○7月11日 令和4年度第2回大雪山国立公園天人峡地区魅力向上検討会開催。
- ○12月 観光庁補助金を活用し、R 5・6年度の2カ年度の廃屋撤去事業を実施することが財源的に最もの有効であり、観光地としての再生を進めることは、将来的な観光振興につながると判断し、地元自治体である東川町と美瑛町が事業主体となり撤去及び跡地整備を進めることを決断。また、林野庁が天人閣所有者に対する「建物収去土地明渡請求訴訟」手続きを開始。

令和5年

- ○4月27日 法務局よりカラーズ社に対する「建物収去土地明渡請求訴訟」の申し立てが 行われる。また、東川町が天人峡グランドホテルの清算人選任の申し立てを 行う。
- ○5月24日 天人峡グランドホテルの清算人に東川町の顧問弁護士である林孝幸弁護士 が選任される。また、令和5年度第1回大雪山国立公園天人峡地区魅力向上 検討会が開催される。
- ○7月19日 国が提起したカラーズ社に対する「建物収去土地明渡請求訴訟」について、 2回目の公判において、国の請求が認められる。
- ○7月24日 天人閣、天人峡グランドホテルのアスベスト調査等を開始。
- ○10月5日 東川町が取得を行った土地(10,999,95 ㎡)の所有権移転登記を行う。
- ○10月12日 天人閣、天人峡グランドホテルの石綿除却等工事、解体工事にかかる実施設

計の入札を実施。

- ○10月19日 東川町が債権者となって建物収去命令の申し立てを行う。
- ○10月24日 令和5年度第2回大雪山国立公園天人峡地区魅力向上検討会が開催される。
- ○11月13日 石綿除却等工事の現場作業開始(天人峡グランドホテルのみ)
- ○11 月 27 日 11 月 2 日付で清算人との間で譲渡契約を締結し、天人峡グランドホテルの 所有権移転登記を行う。
- ○12月 5日 建物収去命令の申し立てに対する授権の決定。
- ○12月15日 授権決定の確定を受けて、旭川地方裁判所執行官へ強制執行申立書を提出。

令和6年

- ○1月 5日 旭川地方裁判所執行官による天人閣強制執行の断行の催告の実施。
- ○1月19日 天人閣強制執行着手(天人閣の石綿除却等工事開始)
- ○3月27日 令和5年度第3回大雪山国立公園天人峡地区魅力向上検討会開催
- ○4月 3日 解体工事にかかる入札を実施。

<事業費について>

- ○解体事業費については、総額で13億9千万円と試算しており、観光庁補助については6億9千5百万円、交付税補填を5億3千5百万と見込み、実質的な町の負担は、跡地整備を除き解体工事分のみで約1億6千万円と算定。
- ○現在、一般寄付、株主制度、企業版ふるさと納税等により、東川町に対して支援をいた だいた総額は約1億1千3百万円で、基金へ積立を行う予定。

<跡地整備について>

- ○解体工事については、実工事期間を約8カ月と見込んでおり、12月末までに完了予定。
- ○廃ホテル除却後、天人峡地区の自然景観を活かした魅力向上等を検討するにあたり関係者機関、事業者からヒアリングを行い、東川町の基本的な考え方として「天人峡地区再活性化に向けた基本方針」を令和5年度に整理し、令和6年度以降は関係機関による具体的な検討を本格的に進めていくことを予定。

天人閣 (本館)

工事前



天人閣(松山8寄宿舎)

工事前



天人閣(松山12寄宿舎)

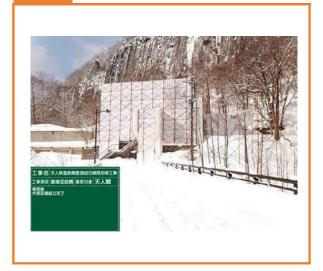
工事前



工事後



工事後



工事後



天人峡グランドホテル (本館)

天人峡グランドホテル(売店)

工事前



工事前

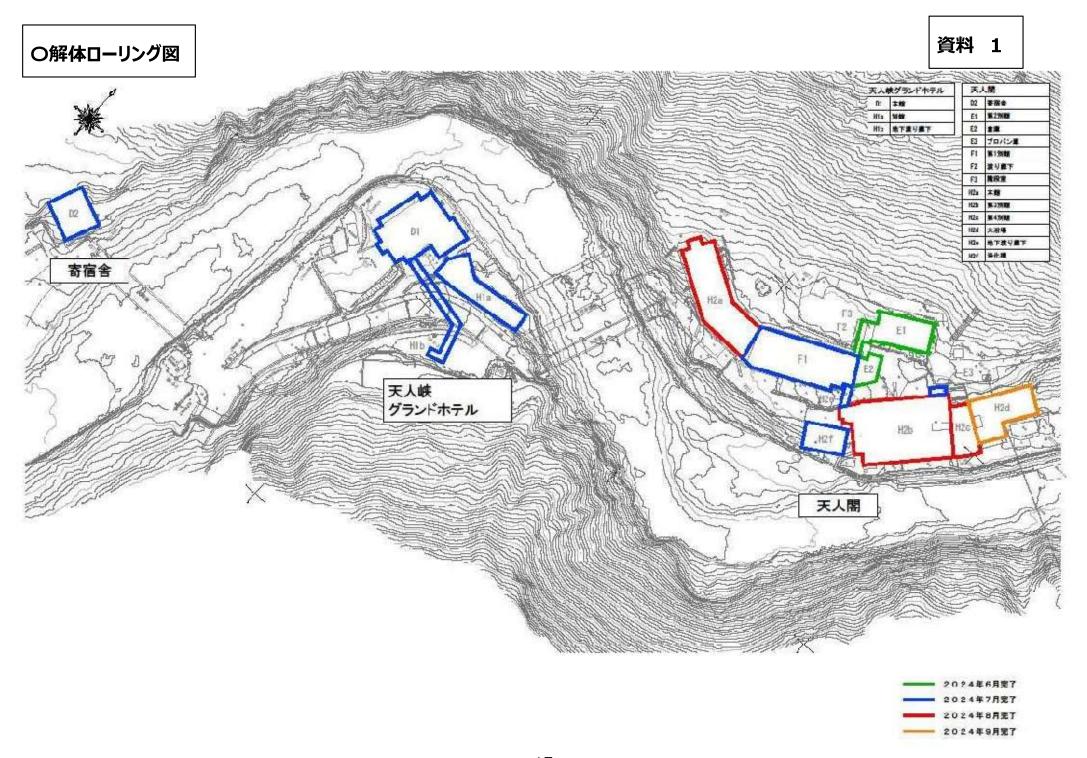


工事後



工事後





◆天人峡地区の特長・ありたい姿の方向性

実現に向けた基本方針(案)

自然との共生や脱炭素の推進を基本的な視点として持ちながら、以下の方針に基づく取組を進める。

方針① 中心市街地と天人峡の一体的な滞在イメージの発信





方針② 天人峡地区の滞在体験の魅力向上

- 町内観光における天人峡地区の特長・位置づけの明確化や一貫した滞在ストーリーの提示
- 滞在体験の魅力向上に向けた基盤的整備
- 廃屋撤去・路地整備等による景観改善
- 自然と共生する上質な宿泊拠点の改修・整備の検討
- 自然や温泉を活かした新たな観光コンテンツの開発
- 広域的な情報発信・広域連携の検討

実施項目

令和6年度

- 町内観光における天人峡地区の特長・位置づけの明確化や一貫した 滞在ストーリーの提示
- 滞在体験の魅力向上に向けた基盤的整備(トイレ、樹木の剪定等)
- 廃屋撤去・路地整備等による景観改善のうち、廃屋撤去
- 自然や温泉を活かした新たな観光コンテンツの検討
- 広域的な情報発信等の検討

令和7年度 以降

- 滞在体験の魅力向上に向けた基盤的整備(園路、橋の整備等)
- 路地整備等による景観改善
- 自然や温泉を活かした新たな観光コンテンツの開発
- 自然と共生する上質な宿泊拠点の改修・整備の検討
- 広域連携

ゼロカーボンパークの申請について

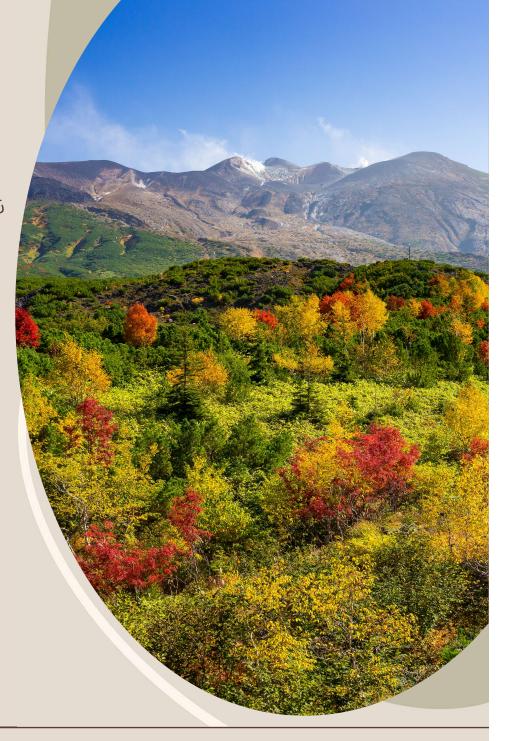
美 瑛 町

ゼロカーボンパークとは

環境省が、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録する事業で、国立公園エリアにおける電気自動車等の活用や再生可能エネルギーの活用を促進することで、国立公園の脱炭素化を進めるとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりも目指している。

(ゼロカーボンパークの条件)

- 1 ゼロカーボンシティ表明を行っていること
- 2 適切な森林管理や自然環境の保全による吸収量の確保を図るとともに、自然環境の保全に配慮した形で、需要側のカーボンニュートラルに向けた具体の取組を行う予定があること
- 3 国立公園のみならず、周辺の観光エリアやアクセスを含め、エリア全体の脱炭素化を進めるものであること
- 4 脱炭素以外にもプラスチックゴミの削減など、サステナブルな観光地づくりに資する取組があること
- 5 脱炭素・脱プラスチックの取組を国立公園利用者に対して普及啓発するものであること
- 6 上記事項等を進めていくことについて、具体の目標又は計画・ ビジョン等があること



条件をクリアするための主な取り組み

(条件2)

現在、適切に管理されている森林の維持管理を継続するとともに国立公園内にある施設について再エネや省エネ設備の導入を推進する。

(条件5)

マイボトルの使用や資源ゴミの分別など、身近な脱炭素活動を周知し誘導することで、訪問者の国立公園内での意識を持った活動を促進する。

(条件4)

観光客や登山客が捨てるペットボトルの分別回収を徹底するため、専用の回収ボックスを設置する。回収したペットボトルは、ケミカルリサイクルによりペットボトルに再生される。

(条件3)

白金エリアを電気自動車の推奨 エリアと位置づけ、排気ガスを出 さないゼロ・エミッションモビリティの 普及を図るなど、持続可能な 観光地を目指す。

(条件6)

区域施策編の策定 (R6予定) にあたっては、白金エリアを促進区域として再エネ活用や省エネなどを積極的に活用し、国立公園の豊かな自然環境を持続するよう努める。

期待される効果

ゼロカーボンパークに登録されることによって、 大雪山国立公園内や道の駅びえい「ビルケ」を入口 とする白金エリアのカーボンニュートラルに係る活動を推進し、 環境に配慮した観光地づくりをすることで、環境問題に関心 のある旅行者に選ばれる観光地への進展が期待される。 また、本地域におけるプラスチックゴミ減少やゼロ・エミッション モビリティの普及などの取組への理解を求めることで、本町を 訪れる方へ「ゼロカーボンシティ」をPRするとともに、 2050年ゼロカーボンの実現を目指す。

申請のスケジュール

令和6年3月下旬 環境省に申請を提出

4月中旬 大雪山国立公園連絡協議会幹事会で説明

5月中旬 大雪山国立公園連絡協議会総会で説明

6月上旬 ゼロカーボンパークの認定

6月中旬 十勝岳山開き

(参考) 北海道内の登録状況

国立公園名	登録日	自治体名
阿寒摩周国立公園	2022.3.18	釧路市
支笏洞爺国立公園	2022.3.29	千歳市
阿寒摩周国立公園	2022.6.27	釧路市、弟子屈町、美幌町、 足寄町
釧路湿原国立公園	2022.7.14	釧路市

(資料検索)

環境省 ゼロカーボンパークの推進

https://www.env.go.jp/nature/post_134.html

美瑛町のゼロカーボン推進

https://www.town.biei.hokkaido.jp/administration/administration/zerocarbon.html

美瑛町まちづくり推進課 地域みらい創造室

TEL: (0166) 74-7085

mail: machi@town.biei.hokkaido.jp (2024.4)

- 24 -

十勝岳ジオパーク推進協議会について

- ▶ 平成27年度より美瑛町・上富良野町、および両町町内の各団体により組織し活動を開始
- ▶ 令和4年1月28日、日本ジオパークに認定
- ▶ 協議会の中に部会を設置し、ボトムアップによる部会の主体的な活動により協議会の活動を推進している
- ▶ 美瑛町長が会長、上富良野町長が副会長を務め、2町が協力して事務局を運営している

令和6年度の事業予定(主なもの)

(1)地域資源保全活動

環境省東川管理官事務所と連携し、ジオパークエリア内の保全活動を推進

(2)研究活動助成事業

十勝岳ジオパークに関わる学術研究を募集し助成。令和6年度は「ナキウサギの食性についての研究」「青い池の青色呈色についての研究」の2件を採択

- (3)小学生向け体験学習教室の実施 岩石、昆虫等、自然を学ぶ各体験学習教室を実施
- (4)夏休み自由研究作品コンクール 地域内全小学生を対象とした夏休み自由研究を募集審査し、優れた研究・作品等を展示・表彰する
- (5)地域普及講演会・ジオカフェの開催 ジオパーク活動の普及を目的に、講演会や、ワークショップ形式の「ジオカフェ」を開催
- (6)日本ジオパーク全国大会への参加 令和6年度は8月30日~9月1日、下北ジオパーク(青森県むつ市ほか)にて開催
- (7)ジオツアーの開催

ホームページにてジオツアーを随時受付

(8)ジオパーク講座の開催 ジオパークについて学 ご港麻を年間通して開催 ジオガイド・

ジオパークについて学ぶ講座を年間通して開催。ジオガイド・ジオサポーターの養成講座を兼ねる

(9)フォトコンテストの開催

十勝岳ジオパークエリアの見どころや人の暮らし、文化をとらえた写真を広く募集し優れた作品を表彰する

2023年1月

大雪山国立公園内から新種 鉱物「北海道石」が発見さ れました。

- ・北海道石は、有機物が熱を受けて誕生した鉱物で、有機鉱物と呼ばれる鉱物の中でも珍しい種類の鉱物です。鹿追産のオパール・北海道石は紫外線を照射すると蛍光反応を示すことから、見た目にも美しい鉱物として注目を浴びています。
- ・日本ジオパークに認定される鹿追町 は、自然遺産を次の世代に繋げる保全 活動を行っています。
- 上、紫外線をあてた北海道石 (表面の黄色い部分) とオパール
- 下、肉眼で見た北海道石・オパール





鉱物産地を守るということ

北海道石を含むオパール産地は、 国立公園及び保安林エリア内にある ため採取には許可が必要です。しか し、許可を取らずに採取する盗掘が 過去度々ありました。

産地は、過去の火山活動や温泉活動を示す学術的に貴重な場所で一度壊れると二度と戻りません。鹿追町・とかち鹿追ジオパークは、この産地を保全するために関係機関と連携し、産地の巡視や監視カメラの設置、立ち入り規制などを行いつつ、鉱物の魅力や保全の重要性を伝える活動を行っています。

オパールがむき出しとなっている河床





【第3弾】大雪山の貴重なお花畑を守りたい。

ZERO CARBON

☆ **ふるさと納税**で応援いただくクラウドファンディング



大雪山国立公園の大雪山旭岳の裾合平は、初心者でも訪れやすいうえに、広大なお花畑が 広がる公園屈指の景勝地です。しかしながら気象変動や管理体制の弱体化によりここ数年 で登山道の荒廃やそれに伴う高山植物の減少が進んでいます!



募集期間 2024.4.26~2024.6.30 目標金額 200万円



客附広菓サイト

2022年から、この裾合平の植生復元のために、登山道の 荒廃を止めるために、みんなが参加できる登山道補修イベ ントを開催し、補修が必要な約600mの木道のうち約290 m分を手当できました。補修計画は200万円×4年としており、本年度はその3年目に当たります。

このクラウドファンディングは、一般登山者と山岳関係者、行政が協働で行う保全の取組と大雪山の魅力を発信するプロジェクトです。

2022~2023の実施報告書⇒



R5第1回整備イベントメンバー

いただいた寄附金は、木道の腐食のひどい箇所を重点と して必要な資材の購入とイベント実施費用に活用します。

- ※ 目標金額に達しなかった場合も、いただいた金額に応じた規模で開催します。
- ※ 寄附に対してのお礼の品は用意しておりません。
- ※「ふるさと納税」での寄附になりますので、控除上限額内の2千円を超える部分について、所得税

や住民税の還付控除が受けられます。

主催:北海道上川総合振興局

協力:一般社団法人大雪山・山守隊

:ワカサリゾート㈱旭岳事業部

お問合せ先

〒079-8610 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局環境生活課主査(山岳環境) TEL:0166-46-5924 FAX:0166-46-5206 E-mail:kamikawa.kankyo1@pref.hokkaido.lg.jp

寄附のお申し込み方法

〇 個人の方

右のふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」内のクラウドファンディング ページから申し込みいただけます。寄附金額は、1件2,000円以上となります。 (クレジットカードやマルチペイメントサービス等)

上記をご利用できない場合は、納付書をお送りしますので問い合わせ先まで 連絡をお願いします。



○ 企業・団体の方

下記の申出書にご記入いただき、表面のお問合せ先に送付ください。

「第3弾大雪山の貴重なお花畑を守りたい」	寄附金申出書	(企業・団体様用)
----------------------	--------	-----------

「第3弾大雪山の貴重なお花畑を守りたい」寄附金申出書(企業・団体様用 令和 年 月 日 【申込者】					
	企業・団体名				
	代表者	(役職・氏名)			
	所在地	〒 —			
【峇	野附金額 】				
<u>円</u>					
【 納付方法 】 金融機関(道外のゆうちょ銀行、道外の郵便局を除く)でお振り込み可能な納付書を					
	は はんしょう はんしょう はんしょう しんしょう しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん				

【寄附者情報の公開】

ご寄附いただいた企業・団体及び代表者の方のお名前を、北海道のホームページ等で 公開することを(了承します・了承しません)

※ 記載のない場合は、公開は控えさせていただきます。

【応援メッセージ】

※お客せいただいたくッカージは	北海道のホームページ等で公表することがあります。
次の可じいにたいに入りに ノは、	14/19/2017 ロイト フサビム公りのここがのりより。

【ご担当者様連絡先】

住 所※	一 ※企業・団体情報の所在地と同一の場合は記載不要です。		
所属・役職	氏 名		
電話	E-mail		